

# 農地転用申請 提出書類一覧

阿蘇市農業委員会

1. 許可申請書
2. 土地登記簿謄本（2ヶ月以内のもの、登記事項要約書は不可）
3. 法人登記簿謄本・定款（法人で申請する場合）
4. 事業計画書
5. 資金計画書（事業計画書内にあり）
6. 資金証明書（融資の場合は「融資証明書」、自己資金は「残高証明書」通帳コピーは不可）
7. 位置図（ゼンリン地図、電話帳の地図などで可）
8. 字図（法務局に有り）
9. 配置図（事業計画を詳細に記入のこと）
10. 排水計画図（10の配置図内に汚水、生活排水等の排水経路と処理法を図示）
11. 排水同意書（9. 10の図の中に地元区長、水路管理者の署名・押印をもらう）
12. 農用地区域外である証明書（阿蘇市農政課に申請必要）
13. 見積書（見積明細書は不要）
14. その他図面（建物平面図など）
15. 始末書（既に着工済みの場合）
16. 抵当権・地役権同意書
17. 土地改良区の意見書（圃場整備田の転用及び土地改良区域内への直接排水等）
18. 地元農業委員への内容説明書
19. 住民票または戸籍の附票（住所が登記簿住所と不一致の場合、5条譲受人が市外の場合）
20. 保健所への届出写し（水質汚濁防止法施行令の届出を必要とする施設の場合）
21. 第1種農地該当区域（第2種農地であっても飛地の場合必要）の場合「代替検討表」
22. 黒川出水災害危険区域に関する確認書（市建設課との協議、危険区域のみ）

## ※ その他重要事項

- (1) 申請地は農業者経営移譲年金の、特定処分対象農地になっていませんか。
- (2) 小作契約がある場合、解約は終了していますか。
- (3) 申請地は生前一括贈与対象農地になっていませんか。
- (4) 中山間直接払い交付金の対象農地になっていませんか。
- (5) 排水を市道などに出す場合、阿蘇市建設課に届出は済んでいますか。